

平成23年

上尾市教育委員会7月定例会
議案資料

目 次

議案第44号 関係資料 (上尾市図書館協議会委員の委嘱又は任命について)

◇「上尾市図書館協議会委員」関係法令 -----	1
--------------------------	---

議案第45号 関係資料 (平成24年度使用中学校用教科用図書の採択について)

◇教科用図書採択 関係法令 -----	2
◇現在使用している教科用図書一覧 -----	7
◇教科用図書採択に関する要望書・陳情書 -----	10

◇「上尾市図書館協議会委員」関係法令

●図書館法（昭和25年法律第118号）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

●上尾市図書館協議会条例（平成12年上尾市条例第11号）

（設置）

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、上尾市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定数）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、12人以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 削除

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、上尾市教育委員会図書館において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

◇教科用図書採択 関係法令

●教育基本法（平成十八年法律第二十号）

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

- 第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。
- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

- 第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。
- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

- 第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

- 第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

- 第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

- 第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

- 第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

- 第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

- 第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

（政治教育）

- 第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

（宗教教育）

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

（教育行政）

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

＜一～五省略＞

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

＜以下省略＞

●学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、**第三十四条**、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）

（採択地区）

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。

＜2～3省略＞

○埼玉県教科用図書採択地区の設定（平成二十三年埼玉県教育委員会告示第二十二号）

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、教科用図書採択地区を次のとおり設定し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成十八年埼玉県教委告示第二十三号（埼玉県教科用図書採択地区の設定）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

名称	地域
第一採択地区	さいたま市
第二採択地区	川口市
第三採択地区	草加市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
第四採択地区	朝霞市、志木市、和光市、新座市
第五採択地区	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、北足立郡
第六採択地区	川越市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、入間郡
第七採択地区	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
第八採択地区	東松山市、比企郡
第九採択地区	秩父市、秩父郡
第十採択地区	本庄市、児玉郡
第十一採択地区	熊谷市
第十二採択地区	深谷市、大里郡
第十三採択地区	行田市
第十四採択地区	羽生市、加須市
第十五採択地区	春日部市、久喜市、蓮田市、幸手市、南埼玉郡、北葛飾郡
第十六採択地区	越谷市、八潮市、三郷市、吉川市

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

<2～3省略>

- 4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
- 5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

●義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）

（採択の時期）

第十三条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の八月三十一日までに行わなければならない。

- 2 九月一日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、すみやかに教科用図書の採択を行わなければならない。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。

- 2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われなかつた場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。
- 3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われなかつた場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

◇現在使用している教科用図書一覧

●中学校（平成22年度から平成23年度 使用）

種 目	発行者名	書 名
国 語	光村図書出版(株)	国 語
書 写	光村図書出版(株)	中 学 書 写
社会（地理的分野）	東 京 書 籍 (株)	新しい社会（地理）
社会（歴史的分野）	東 京 書 籍 (株)	新しい社会（歴史）
社会（公民的分野）	東 京 書 籍 (株)	新しい社会（公民）
地 図	(株) 帝 国 書 院	中 学 校 社 会 科 地 図
数 学	東 京 書 籍 (株)	新 し い 数 学
理科（第1分野）	教 育 出 版 (株)	中学理科（1分野）
理科（第2分野）	教 育 出 版 (株)	中学理科（2分野）
音楽（一般）	(株) 教 育 芸 術 社	中 学 生 の 音 楽
音楽（器楽合奏）	(株) 教 育 芸 術 社	中 学 生 の 器 楽
美 術	開 隆 堂 出 版 (株)	美 術
保健体育	(株)学研教育みらい	中 学 保 健 体 育
技術家庭（技術分野）	開 隆 堂 出 版 (株)	技術・家庭（技術分野）
技術家庭（家庭分野）	開 隆 堂 出 版 (株)	技術・家庭（家庭分野）
英 語	開 隆 堂 出 版 (株)	SUNSHINE ENGLISH COURSE

●小学校（平成23年度から平成26年度 使用）

種 目	発行者名	書 名
国 語	光村図書出版(株)	国 語
書 写	光村図書出版(株)	書 写
社 会	東 京 書 籍 (株)	新しい社会
地 図	(株) 帝 国 書 院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳 最新版
算 数	東 京 書 籍 (株)	新しい算数
理 科	教 育 出 版 (株)	地球となかよし 小学理科
生 活	東 京 書 籍 (株)	新しい生活
音 楽	(株) 教 育 芸 術 社	小学生の音楽
図画工作	開 隆 堂 出 版 (株)	図画工作
家 庭	開 隆 堂 出 版 (株)	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	(株)学研教育みらい	みんなの保健

平成22年度使用 中学校用教科用図書採択一覧表(市町立中学校)

※ 本教科用図書は平成22・23年度の2年間使用

採択地区 種目	第1 さいたま市	第2 川口市	第3 北足立第1地区	第4 北足立第2地区	第5 北足立第3地区	第6 入間第1地区	第7 入間第2地区	第8 比企地区	第9 秩父地区	第10 児玉地区	第11 大里地区	第12 北埼玉地区	第13 埼玉第1地区	第14 埼玉第2地区
国語	教出	光村	光村	光村	光村	光村	光村	光村	教出	光村	教出	教出	教出	教出
書写	教出	光村	光村	光村	光村	教出	教出	光村	光村	東書	東書	光村	光村	光村
社会(地理)	東書	帝国	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書
社会(歴史)	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書
社会(公民)	東書	教出	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書
地図	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
数学	東書	啓林館 (未)	東書	東書	東書	啓林館 (案)	啓林館 (案)	啓林館 (案)	東書	啓林館 (案)	啓林館 (案)	啓林館 (案)	東書	東書
理科(第一)	東書	大日本	教出	教出	教出	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	学図	学図
理科(第二)	東書	大日本	教出	教出	教出	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	学図	学図
音楽(一般)	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
音楽(器楽)	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
美術	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
保健体育	学研	学研	学研	学研	学研	東書	東書	学研	学研	学研	学研	東書	学研	学研
技術・家庭(技術)	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
技術・家庭(家庭)	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
英語	東書	東書	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東書	三省堂	東書	開隆堂	開隆堂	学図	学図

平成23～26年度使用 小学校用教科用図書採択一覧表(市町村立小学校)

採択地区 採目	第1 北足立市	第2 川口市	第3 北足立第1地区	第4 北足立第2地区	第5 北足立第3地区	第6 入間第1地区	第7 入間第2地区	第8 比企地区	第9 秩父地区	第10 児玉地区	第11 大里地区	第12 北埼玉地区	第13 埼玉第1地区	第14 埼玉第2地区
国語	光村	光村	光村	光村	光村	光村	光村	教出	教出	教出	教出	教出	光村	光村
書写	光村	光村	光村	光村	光村	教出	教出	東書	教出	東書	教出	教出	光村	光村
社会	東書	教出	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書
地図	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国	帝国
算数	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	啓林館	東書	啓林館	東書	啓林館	東書	東書
理科	東書	大日本	教出	教出	教出	啓林館	啓林館	啓林館	東書	教出	教出	東書	学図	学図
生活	東書	光村	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	東書	学図	学図
音楽	教出	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸	教芸
図画 工作	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂
家庭	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	開隆堂	東書	開隆堂	東書	開隆堂	開隆堂
保健	学研	光文	学研	光文	学研	東書	東書	東書	東書	光文	東書	東書	光文	光文

※発行者名は略称

◇教科用図書採択に関する要望書・陳情書